

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第48号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第49号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 月形町次世代育成支援行動計画策定委員会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第54号 月形町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第3号 専決処分承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第4号）
- 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 意見案第6号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書の提出について
- 会議案第6号 議員派遣について

○ **議長 大釜 登** ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

12月9日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号は、お手元に配付のとおりであります。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

◎ 日程1番 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第4号）

- 議長 大釜 登 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書の3ページをお開きください。ただいま、議題となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。承認第3号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年10月15日に専決処分をしたものであり、令和7年度月形町一般会計補正予算第4号を定めたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,809万5,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。それでは、事項別にご説明をいたします。

16ページをお開きください。初めに、歳出についてでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 3目 環境衛生費、補正額272万6,000円の増額。説明欄でございますが、鳥獣保護及び害虫駆除事業、消耗品費23万6,000円、有害鳥獣監視システム使用料5万1,000円、有害鳥獣対策用機械賃借料、ヒグマの忌避備品の借上料でございます。31万3,000円。備品購入費といたしまして、212万6,000円の増額、センサーカメラ、固定カメラ、緊急用電気柵、有害鳥獣忌避備品等でございます。

続きまして、14ページをお開きください。歳入でございます。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額272万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第3号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- ◎ 日程2番 議案第48号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第5号）

- 議長 大釜 登 日程2番 議案第48号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書19ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第48号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,446万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,255万7,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページから21ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別にご説明をいたします。42ページをお開きください。最初に歳出でございます。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額483万円の増額。説明欄でございますが、一般職給与費、通勤手当53万6,000の増額、支給対象者の増加による増でございます。特殊勤務手当99万円の増額、ヒグマ対策における特殊勤務実績の増でございます。負担金、職員退職手当組合419万5,000円の増額です。退職手当組合の普通負担金の率改定による増額でございます。

続きまして、3目 企画費、5億9,261万2,000円の増額。説明欄でございますが、ふるさと活性化事業、基金の積立金として10万6,000円、基金利子の増額分でございます。ふるさと納税推進事業、5億9,407万9,000円の増額です。ふるさと納税納付金の記念品で1億7,

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

795万9,000円の増額、ふるさと納税支援業務1億1,461万円の増額、ふるさと納税基金積立金3億151万円の増額です。地域公共交通対策事業、札沼線代替輸送事業等基金の積立金37万7,000円、基金利子の増加分でございます。鉄道跡地整備事業195万円の減額です。JR施設撤去工事資料作成業務、入札実施による執行残分の減額でございます。

続きまして、4目 情報推進費、補正額16万5,000円の増額。説明欄でございますが、庁内情報化推進事業、生成AIシステムの使用料でございます。この生成AIシステムにつきましては、トライアル版の使用料分の増額といたしまして、1月から3月までの3か月間の使用を予定してございます。各種計画の策定補助、挨拶文の作成補助など、業務の効率化を目指すために、試験導入をするものでございます。

続きまして、8目 財産管理費、補正額256万7,000円の増額。説明欄でございますが、役場庁舎管理経費、修繕料49万1,000円の増額、役場庁舎1階の排水の修繕でございます。基金管理経費207万6,000円の増額、財政調整基金積立金70万9,000円、公有財産整備基金積立金96万7,000円、減債基金積立金40万円、それぞれ基金預金利子の増額でございます。

続きまして、2項 徴税费 2目 賦課徴収費、補正額28万6,000円の増額。説明欄でございますが、町税賦課徴収経費、住民税システムの改修業務でございます。

続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額396万9,000円の増額。説明欄でございますが、デジタル基盤改革支援事業、ガバメントクラウドの利用料でございます。行政システムの標準化に伴うガバメントクラウド契約時期の前倒しによる利用料の増額分でございます。

続きまして、44ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額9万9,000円の増額。説明欄でございますが、障害者地域生活支援給付事業、移動支援業務でございます。移動支援の冬季間の送迎の増加等に伴う利用回数の増額分でございます。

続きまして、2目 老人福祉費、補正額17万4,000円の増額。説明欄でございますが、介護保険事業特別会計の繰出金でございます。

続きまして、3目 国民年金費、補正額40万1,000円の増額。説明欄でございますが、国民年金事業といたしまして、年金生活者支援給付金シ

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

システムの改修等業務で14万3,000円、国民年金事務システム改修等業務といたしまして、25万8,000円の増額でございます。

続きまして、46ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費、補正額33万1,000円の増額。説明欄でございますが、予防対策事業、過年度国道支出金の精算返納金として28万円、母子健康事業、同じく過年度国道支出金の精算返納金5万1,000円でございます。

続きまして、2項 清掃費 2目 塵芥処理費、補正額16万2,000円の増額。説明欄でございますが、衛生センター管理及び塵芥処理経費、再資源化関係業務といたしまして、小型家電の処理件数の増加による増額補正でございます。

続きまして、48ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額1,797万2,000円の増額。説明欄でございますが、新規就農対策事業、新規就農者経営開始資金貸付基金繰出金3万円の増額、基金利子の増による増額分でございます。経営所得安定対策等推進事業1,794万2,000円の増額、畑地化促進事業に対する補助金の増額でございます。

次に、50ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額0、財源振替でございます。2目 観光費、補正額69万3,000円の増額。説明欄でございますが、観光振興事業、会計年度任用職員の報酬でございます。皆楽公園周辺に配置をしてございます、プロジェクトマネジャー2名の時間外勤務手当の増額分でございます。

52ページをお開きください。8款 土木費 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費、補正額2万3,000円の減額。説明欄でございますが、町道維持管理経費、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡代金でございます。町道草刈り装置の更新を予定しておりましたが、納品が年度内に間に合わないことが判明をいたしまして、今年度については、更新を取りやめをしたことにより、借入れを予定しておりました備荒資金組合の利息の支払い分を減額をするものでございます。

続きまして、4目 除雪対策費、補正額573万4,000円の増額。説明欄でございますが、除雪対策経費といたしまして、修繕料でございます。除雪車両8台分の車検時の追加修理の分として、8台分の修繕料でございます。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

続きまして、4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額482万9,000円の減額。説明欄でございますが、町営住宅整備事業、さくらコーポ屋上防水・外壁改修工事の入札の執行残でございます。

次に、54ページをお開きください。10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費、補正額326万9,000円の増額。説明欄でございますが、小学校管理経費、修繕料29万円の増額で、体育館の暖房機及び灯油タンクの配管の修繕でございます。小学校整備事業297万9,000円の増額、月形小学校改修計画及び実施設計業務でございます。

続きまして、3項 中学校費 1目 学校管理費、補正額151万8,000円の増額。中学校の整備事業といたしまして、月形中学校改修計画及び実施設計業務でございます。

56ページをお開きください。12款 公債費 1項 公債費 1目 元金、補正額9,410万円の増額。説明欄でございますが、長期債償還元金、令和6年度義務教育学校の整備に係る実施業務に係る借入れの繰上げ償還元金の増額分でございます。

続きまして、2目 利子、補正額43万2,000円の増額。説明欄でございますが、長期債の償還利子といたしまして、同じく、義務教育学校の実施設計業務、借入れ繰上償還分の利息分でございます。

続きまして、28ページをお開きください。歳入でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額396万9,000円の増額。説明欄でございますが、デジタル基盤改革支援補助金といたしまして、先ほど歳出にもございましたように、行政システムの標準化に伴うガバメントクラウド契約時期の前倒しによる補助金の増額分でございます。

続きまして、3項 委託金 2目 民生費委託金、補正額40万1,000円の増額。説明欄のとおり基礎年金等事務費委託金の増額でございます。

30ページをお開きください。15款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金、補正額1,794万2,000円の増額。説明欄のとおりでございます。

32ページをお開きください。16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金、補正額262万円の増額。説明欄のとおりでございます。

続きまして、2項 財産売払収入 2目 物品売払収入、補正額886万

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

円の増額。説明欄でございますが、鉄道資材の売払いといたしまして単価の増による増額補正でございます。

次に、34ページでございます。17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額5億9,410万円の増額。説明欄のとおりでございます。

36ページをお開きください。18款 繰入金 1項 基金繰入金 7目 減債基金繰入金、補正額9,453万2,000円、令和6年度義務教育学校実施設計に係る借入れの繰上げ償還に対する繰入金でございます。

続きまして、8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金、補正額1,179万2,000円の減額でございます。

続きまして、38ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1,479万1,000円の増額でございます。

40ページをお開きください。20款 諸収入 3項 貸付金元利収入 1目 中小企業金融貸付金元利収入、補正額3万9,000円の増額。利子の増額分でございます。5項 雑入 5目 雑入、補正額100万円の減額。説明欄でございますが、いきいきふるさと推進事業助成金の減額でございます。ふるさと未来カレッジの事業採択によりまして、このいきいきふるさと推進事業助成金につきましては、申請を行いませんのでこの減額ということになります。

次に、22ページをお開きください。補正予算第2条 繰越明許費の補正で、第2表のとおりデジタル基盤改革支援事業1件を追加するものであります。

続きまして、補正予算第3条 債務負担行為の補正で、第3表のとおり債務負担行為を5件追加、1件を廃止とするものであります。追加につきましては、ふるさと納税推進事業、公用車購入、総合行政システム標準準拠システム移行業務、月形小学校改修計画及び実施設計業務、月形中学校改修計画及び実施設計業務の債務負担行為を定めるものであります。

また、廃止といたしまして、令和7年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業につきまして、先ほど申し上げましたとおり草刈り装置の更新を取りやめたことによる廃止でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

○ 議長 大釜 登 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 55ページ、小中学校の改修計画の部分ですが、6月26日に常任委員会で小中学校の現状について調査を行いました。その中で、予算の中では改修と記載されていますが、それだけではなくて補修や改修に多額の予算が必要になるのではないかと思います。例えば、キュービクルや水回りの関係、さらには校内のLED化に係る費用が調査結果として出ています。

また、この常任委員会では、建て替えを行わなくても約20年後には検討が必要になるということをおっしゃっています。その際、義務教育学校を建設する場合には、起債や補助金で不利になる可能性があることも調査結果で分かっています。

それで、町長が昨日基金の創設について検討されるとおっしゃいましたが、当然数年の基金の期間ではないと思われます。

妹背牛については、約10年の間に起債の償還が終了した後に基金の期間を設けることになると思いますが、当然、その期間中に基金を創設することなどを考えた場合に、補修や改修にかなりの費用がかかると思われます。

今後、義務教育学校を新設する場合でも、工事費などが毎年高騰しており、基金への積立ても実質的に減少するのではないかと思います。その辺については町長や町側の答弁になると思いますが、その整合性や基本的な考え方について、ご説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 今おっしゃったとおり、昨日の町長の一般質問に対する答弁にもありましたように、義務教育学校につきましても、今後のまちづくり全体の計画を立て、青写真を描いた上で、学校整備もその一環として進めていくということになると思いますが、まず、緊急に改修工事を行う必要があるのは、議員の皆様もご存じのとおりキュービクルや屋上防水等であり、来年度以降早急にこの修繕を行うこととなります。

さらに他に改修すべきところがあるのかどうか、この改修計画の実施設計において、設計専門業者に委託することになると思いますが、その中でしっかりと精査をして、次の整備まで学校を安全で安心な状態に保つために、今回計上させていただいたところがございます。

この義務教育学校の改修整備につきましては、この2、3年で整備をするということにはならないかと思いますので、ここでしっかりと必要最小限の

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

改修をしていくという考えでございます。以上です。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 例えば、私は思うのですが、この補修や改修を行って10年持たせてほしいという要望はできないと思います。今言いました必要最小限と言われても、基金を創設し、義務教育学校を建設する場合、基金の創設期間はやはり数年であり、10年というスパンになるのではないかと思います。その場合、10年持たせてほしいというのは不可能だと思います。業者にとっても、10年持たせることを保証するのは難しいと思います。やはりそれ以上、根本的な改修が必要になる可能性があります。当然、その場合は非常に多くの費用がかかるのではないかと思います。先ほども言いましたが、基金は減少していくのです。人件費や工事費の高騰が続くと、昨日も滝口議員からふるさと納税に関するお金の話が出ましたが、町長、現在の計画や委託業務を進めている中で、常任委員会での調査結果からもそれなりの金額が必要になることは、私たち議会も大体分かります。

金額の詳細については不明ですが、それなりの金額が出てくるという調査結果が分かっていますのが、それについて、義務教育学校の新設についてはどのように整合性を考えますか。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 私は、義務教育学校を何としても早期に建設し、子どもたちの教育環境をしっかりと整えたいという思いは変わりません。それで、現在その期間について検討中であり、修繕や経費の見合いも含めて、建設時期を明らかにしたいと思っています。そのため、その整合性ややむを得ない修理の範疇については、理解していただきたいと思っています。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今回の小中学校の委託部分については、約450万円を計上しています。必要最小限やむを得ないという部分について言いましたが、それだけでは私は終わらないと思います。やはり、来年、義務教育学校を建設すると言っても、オープンまでには数年かかるわけです。ただ数年間持たせてほしいと、改修についても先ほど言いましたが、その期間の改修について、この改修費用で3年間なら3年間、5年間なら5年間、オープンするまで持たせてほしいというのは、私は言えないと思います。当然、それ以上の安全・安心のための工事が必要です。やはり、それなりのお金がかかると思いますが、その際には整合性が求められます。町長は、ある程度この予

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

算を計上するにあたり、450万円というそれなりの金額をかけるわけですから、町長の決断は、整合性を保つためにも、早めに決断するべきではないでしょうか。

そうでなければ、この部分については、今後、おそらく出てくる委託業務の関係もそれなりの金額が出てくるのが予測されますので、その辺についてももう一度お願いします。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 そのことについては、現在、検討中であり、しかるべき時期に、総合教育会議も含めて決断したいと考えております。今ここで、建設時期について明らかにできませんが、当然、費用は最小限に抑え、早期に建設するということについては、決して諦めたわけではなく、保留の状態で協議が進んでいる状況です。その上で、どうしても必要な修繕については、やむを得ないものとして、何とか理解をいただきたいと思います。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 最後ですね。町長、修繕だけでなく、改修もしなければならぬのです。それなりの期間を持たせるための改修や修繕は、現在不便となっている箇所を改善することですよね。私は、先ほど常任委員会の調査結果について言いましたが、修繕だけでなく、改修もしなければならぬのに、巨額の費用がかかるのではないかという調査結果を私たちは確認しています。その辺を町長が、しかるべき時期に決断をする。そして、しかるべきというのは、町長が建設の方向でと言っていますから、その辺について、町長は例えば基金の創設期間について、また、昨日の財政に関することを我妻議員が言いましたが、本町の財政はかなり健全化されている状況です。滝口議員が言いました義務教育学校の建設に関する町民の静かな落胆があるということ考えたときに、町長としてはまずその基金の期間について、おそらく建設するということになると思いますが、町長の町としての方針をいつ頃までに出せるのか、言えるのであれば、お答えいただきたいと思います。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 言いたいところではありますが、総合教育会議に諮って、相談したわけですが、今は明言することができないことについて、大変申し訳なく思っております。しかし、まちづくり推進室の設置を含め、総合的に来年度中には方向性を示したいと思っておりますので、何とかご理解いただきたいと思っております。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。現在、来年度中に方向性を示したいということをおっしゃったので、全員協議会においても、ぜひ町長には事前にお知らせいただき、議会でもその辺について打ち合わせさせていただければと思います。以上で終わります。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 51ページの観光振興事業の会計年度任用職員の報酬、マネジャーの残業代と説明がありましたが、この詳細を教えてくださいか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 先ほど副町長から説明させていただきましたとおり、振興公社に派遣しております地域プロジェクトマネジャー2名分の時間外手当になります。当初の予算としましては、私たち職員と同じように、総支給額の6%を時間外手当として見込んでおりました。6%となりますと大体月9時間程度の時間外となります。

当初予算としまして、総支給額の6%で42万9,910円を見込んでおりましたが、4月から9月の実績で、平日19.66時間、休日1.16時間の時間外をしてございまして、既に57万194円支出してございます。

10月以降の見込みといたしましては、先ほどの実績を見込みまして、平日19時間、休日、土日祝日1時間を見まして、計20時間として算定してございます。

結果として、今後、55万3,020円の支出を見込んでおり、差引き69万3,304円が不足することとなりますので、千円未満の端数処理を行い、69万3,000円を増額させていただきたいということで計上させていただきます。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 これはマネジャー2人だけの残業で、他の人たちの残業はないのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 一般会計においては、会計年度任用職員であります地域プロジェクトマネジャー2名となりますので、そのとおりでございます。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 会計年度任用職員として見ているから2人だけであつて、他の人たちの残業代については、振興公社でもって処理しているという解釈でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 お見込みのとおりでございますが、町の振興公社で勤務しているのは私を含め、町職員がプロジェクトマネジャーと3名でございます。私は管理職のため、残業手当はございません。他のスタッフは振興公社のプロパー社員でございますので、公社の会計や経費から人件費も含めて支出されており、町職員としての立場から今回の給与、報酬となりますので、一般会計からの支出は2人のみとなっております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 ということは、公社の中には一定数の従業員がいますので、それなりの金額を支払っていると理解してもよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 お見込みのとおり公社の人件費からフロント、レストラン、清掃管理、その他の月額給与とあわせて、勤務を要した時間に対して全ての時間外手当を公社が支出している状況です。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 今のことについては、分かりました。53ページの町営住宅整備事業のさくらコーポの外壁等工事を実施していますが、この入札残が、正直言って少し大きいと思います。この積算の根拠はどこにあるのか教えてください。
- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 当初、見込んでいました屋上の雪庇を落とすための笠木の上に乗せるアルミの板ですが、これを当初見ていましたが、非常に効果が疑わしいというか、あまり効果が見込めないということで、その分を除いた経緯がございます。その分と執行残を合わせて、今回減額補正させていただきますこととなります。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 そしたら、雪庇対策の部分については、当初は見えたがあまり効果がないため、止めた結果、その分の執行残が出たという解釈

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

でよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 おっしゃるとおりです。その金物の部分と入札で多少減額になった部分を合わせた金額ということになります。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 ということは、何年前だったか、雪庇対策を試験的に実施したことがあります、その結果、効果がなかったということですね。そしたら、今回実施しようとしたものも効果がないから止めたというような単純な考え方でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 表谷 啓介 効果が全くないわけではありませんが、コストに対する効果を考えたときに、実際に職員が金物の上についた雪庇をスコップで落とす作業をしていますので、それを設置することで雪庇が完全に防げるかという、我々も疑問に思う部分がございますので、ゼロではありませんが、今回は見合せたということになります。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第49号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程3番 議案第49号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書61ページをお開きください。ただいま、議

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

題となりました議案第49号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。第1条 補正予算第2号は、債務負担行為補正による追加であります。

62ページをお開きください。第1表のとおり債務負担行為補正、総合行政システム標準準拠システム移行業務1件を追加とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程4番 議案第50号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程4番 議案第50号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書63ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第50号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,229万4,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、64ページから65ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、76ページをお開きください。歳出でございます。3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的継続的ケア

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

マネジメント支援事業費、補正額7万8,000円の増額。説明欄でございますが、負担金といたしまして、職員退職手当組合の増額でございます。これは、退職手当組合の普通負担金の率の増によるものでございます。

続きまして、2目 総合相談事業費、補正額9万6,000円の増額。説明欄のとおり総合相談事業費、同じく、職員の退職手当組合の増額でございます。

78ページをお開きください。5款 諸支出金 1項 諸費 1目 過年度返納金、補正額1万5,000円の増額。説明欄のとおり過年度返納金でございます。令和5年度地域支援事業交付金の確定による過年度返納金でございます。

続きまして、72ページをお開きください。歳入でございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、補正額17万4,000円の増額でございます。

次に、66ページをお開きください。補正予算第2条 債務負担行為補正で、第2表のとおり総合行政システム標準準拠システム移行業務1件を追加するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第51号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○ 議長 大釜 登 日程5番 議案第51号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 副町長 藤原 栄一 議案書81ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第51号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、債務負担行為の追加は、第1表 債務負担行為補正によるものであります。

82ページをお開きください。第1表のとおり総合行政システム標準準拠システム移行業務1件を追加するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第52号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第52号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書の83ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第52号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第2条 支出予定額の補正であります。歳出の部、1款 病院事業費用 1項 医業費用、補正予定額0円、目及び節の補正を行うものであり、病院事業費用の総額の変更はございません。補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部では、1款 資本的収入 4項 補助金、53万7,000円増額し、資本的収入の総額を2,883万8,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費、53万7,000円増額し、資本的支出の総額を4,277万円とするものであり

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

ます。

それでは、92ページをお開きください。収益的支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正予定額486万5,000円の減額でございます。説明欄でございますが、給料800万円の減額、採用予定看護師の減によるものによる減額でございます。

次に、手当863万5,000円の減額、期末手当、主に採用予定看護師の減によるものでございます。時間外手当につきましても、同じ内容でございます。

次に、報酬です。1,408万1,000円の増額、会計年度任用職員、看護師分として796万5,000円の増額、主に看護師、医療事務員の会計年度任用職員の増員によるものでございます。

次に、法定福利費581万1,000円の減額、これも採用予定看護師の減による減額でございます。退職給与費350万円の増額、職員退職手当組合の負担金率の改定による増額でございます。

続きまして、3目 経費、補正予定額420万9,000円の増額。説明欄でございますが、2節の旅費交通費133万1,000円の増額、医師交通費につきましても、出張医師の増額分でございます。会計年度任用職員、費用弁償につきましても、看護師、会計年度任用職員の看護師の増によるものでございます。5節 光熱水費9万3,000円の増額、刑務所の診療所によります水道料の増額でございます。通信運搬費9万5,000円の増額、インターネットの回線料でございます。

次に、95ページになりますが、手数料174万7,000円の減額、説明欄のとおりでございます。賃借料297万4,000円の減額、検診車両の借り上げといたしまして330万円の減額でございますが、刑務所の診療所の当初、検診車を対象者の検診として予定をしてございましたが、医師が直接検診を行うことにしましたので、この検診車両は取り止めをしたということでございます。

次、委託料でございます。386万9,000円の増額、主に患者の給食業務の増額が240万5,000円でございますが、入院患者の増によるものでございます。14節の修繕料、医療器械等の修繕243万5,000円の増額でございます。

続きまして、5目 資産減耗費、補正予定額65万6,000円の増額、棚卸資産減耗費、内容といたしましては、薬品の期限切れによる廃棄による

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

ものでございます。

次に、98ページをお開きください。資本的支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費、補正予定額53万7,000円の増額。説明欄でございますが、工事請負費といたしまして、看護師仮眠室のエアコン設置工事でございます。

次に、96ページをお開きください。資本的収入でございます。1款 資本的収入 4項 補助金 1目 補助金、補正予定額53万7,000円の増額、説明欄でございますが、道の補助金といたしまして、生活性向上・職場環境整備等支援事業補助金でございます。令和6年度国の補正予算によります道の補助金で、今年度末までの事業に対応するものでございます。

次に、83ページをお開きください。第4条です。議会の議決を経なければ流用することができない経費、給与費であります。486万5,000円減額し、5億1,903万2,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を。
- 議員 松田 順一 すみません、遅くなりました。
- 議長 大釜 登 声を出してください。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。
- 議長 松田 順一 93ページですが、看護師の給料が1節 給料800万円という金額が予定よりも少なくなったことと、次の95ページの手数料の部分で、看護師の紹介手数料が356万9,000円減額されていることから、看護師の紹介人数が今回少なくなっていると考えてよろしいでしょうか。確認のためにお聞きしたいと思います。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 看護師の採用につきましては、ハローワークなどの紹介手数料がかからない方もいれば、紹介手数料が必要な方もいます。病院の看護師の不足している度合いによりまして、手数料を支払ってでも採用しなければならない時期がございますので、すべての方に手数料がかかるというわけではございません。今年度につきましては、今のところ手数料が減額できる見込みですので、今回、減額補正とさせていただきます。
- 議長 大釜 登 松田順一議員。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 議長 松田 順一 今のお話を聞く限り、町立病院として看護師の人数は足りているという認識でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 現在のところ、ぎりぎり充足している状況でございます。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議長 松田 順一 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時58分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前11時09分再開）

- 議長 大釜 登 審議の前に、先ほどの議案48号の説明について訂正
がありますので、それを許可します。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 大変申し訳ございません。40ページをお開
き願います。20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入になります。説明欄
のいきいきふるさと推進事業助成金100万円の減で、ふるさとミライカレ
ッジ採択によるということで説明をさせていただきましたが、こちらにつき
ましては、保育園留学業務とまちづくり支援業務と保育園留学に伴います住
宅借上料が新しい地方経済生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金が
採択されたことに伴いまして、申請をしなかったための減となってございま
す。大変申し訳ございません。よろしく願います。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

◎ 日程7番 議案第53号 月形町次世代育成支援行動計画策定委員会条例を廃止する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程7番 議案第53号 月形町次世代育成支援行動計画策定委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書105ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第53号 月形町次世代育成支援行動計画策定委員会条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。国の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針におきまして、地方公共団体において次世代育成支援行動計画を市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能とされております。これによりまして、本町においても、二つの計画を市町村子ども・子育て支援事業計画に一本化していることから、今回廃止とするものでございます。この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第54号 月形町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程8番 議案第54号 月形町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書の107ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第54号 月形町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの統一標準化につきましては、同法第5条第1項に規定する地方公共団体情報システム標準化方針におきまして、原則、令和7年度末までに地方公共団体は、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を目指すこととされております。地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に住登外者宛名番号管理機能が規定されることに伴いまして、当該条例の整備が必要になることから、今回改正をするものでございます。条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第55号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程9番 議案第55号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書109ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第55号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。月形町次世代育成支援行動計画策定委員会条例を廃止することから、別表第1の次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項目を削除するものでございます。この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第56号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第56号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書の111ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第56号 月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければ

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

ならないこと。第62条に規定する磁気ディスク及びCD-ROM等の使用により、教育・保育給付認定保護者等への記録の方法を定めた規定による磁気ディスク及びCD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図ることでございます。保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴いまして、文言を改正するものでございます。この条例につきましても、公布の日から施行し、改正後の月形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第57号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程11番 議案第57号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書115ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第57号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等が施行されたことに伴いまして、月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うものであります。主な改正内容といたしまして、栄養士法の改正に伴いまして、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことを受けまして、第16条に規定する栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士を追加するものでございます。第17条に規定する利用乳幼児及び職員の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部を行わないことができることとし、この場合において、保育所等の長等は、乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないこと、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴いまして、第25条文中の文言を改めるものでございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長 大釜 登 日程12番 同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書119ページをお開きください。ただいま、議題となりました同意案第2号 月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を月形町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所 樺戸郡月形町*****、氏名 香西博之 *****
*****生まれです。今回の提案は、月形町固定資産評価審査委員会委員である香西博之氏の任期が令和8年3月4日をもって満了となりますが、再任として同氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては、令和8年3月5日から令和11年3月4日までの3年間です。委員の選任につきまして、ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。同意案第2号は、原案のとおり同意することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程13番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 大釜 登 日程13番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書121ページをお開きください。ただいま、議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。現在、人権擁護委員の尾崎美世子氏は、令和8年3月31日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員に適任と考えており、引き続き人権擁護委員をお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦に当たり、本議会の意見をお伺いするものであります。なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

以上、提案どおりご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。諮問第1号は、この際、討論を省略し、適任としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

◎ 日程14番 意見案第6号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書の提出について

- 議長 大釜 登 日程14番 意見案第6号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 意見案第6号をご覧願います。意見案第6号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第14条により提出するものです。令和7年12月9日の提出です。なお、意見案の賛成者として、月形町議会議員 金子廣司議員、同じく 滝口伸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案の要旨を説明いたします。

農業をめぐっては、依然として世界情勢の不安定化や円安などによる物価高によって、燃油、肥料、飼料等の生産資材価格の高止まりから、農業経営は厳しい環境が続いており、近年の異常気象、鳥獣被害の増加は、営農や日常生活にも大きな影響を及ぼしています。

さらに、米国との相互関税、CPTPPなど大型貿易協定による影響も受けています。

政府は、食料・農業・農村基本法改正後の新たな基本計画で、平時からの食料安全保障を確保する観点など、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしています。

また、高市首相は所信表明で、地域を活性化させ、食料安全保障を確保す

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

るため、農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の農業構造転換集中対策期間において、別枠予算を確保するとしています。

つきましては、持続可能な食料・農村政策の確立に向けて、国に対し、次の事項を要望するものです。

1 食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに、既存農業予算の拡充・強化を図ること。また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要なかつ十分な予算を別途措置すること。

2 米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講じるとともに、CPTPPなどの国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大による農業への影響なども勘案し、国内農業政策の強化に向けて、TPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3 異常気象で病害虫の多発や農産物の収量・品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応しうる種子や農業資材の開発など早急に進めること。また、クマやシカ・アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保・育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など、地域の実情に対応した対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第6号の提案の要旨の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。意見案第6号は、原案のとおり提出することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

令和7年第4回月形町議会定例会 2日目（12月10日）

◎ 日程15番 会議案第6号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 日程15番 会議案第6号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和7年第4回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時32分閉会）